

○としま産業振興プラザ条例施行規則

平成28年3月23日

規則第57号

(趣旨)

第1条 この規則は、としま産業振興プラザ条例（平成28年豊島区条例第24号。以下「条例」という。）第11条及び第24条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(貸切り利用の申請)

第2条 条例第7条第1項の規定に基づき、施設等（条例第6条に定める施設等をいう。以下同じ。）を貸切りで利用しようとする者は、豊島区公共施設予約システム（豊島区の公共施設の利用の予約、申請、承認等を電子計算組織により行う情報処理システムをいう。以下「施設予約システム」という。）又は別記第1号様式による利用申請書により、区長に申請しなければならない。

2 前項の申請（以下「利用申請」という。）は、次条から第6条までの規定に基づき、これを行わなければならない。

(令5規則25・一部改正)

(抽選の申込み)

第3条 利用申請しようとする区民（区内に住所を有する者（在勤及び在学の者を含む。）又は区内に事務所等を有する団体若しくは区内に住所を有する者がその団体の構成員の半数以上を占め、かつ、代表者若しくは連絡者が区内に住所を有する者である団体をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める期間内に、施設予約システム又はとしま産業振興プラザにおいて、区長に利用申請に係る抽選の申込みをすることができる。

(1) 多目的ホール 利用日の属する月の前7月の10日から前6月の初日まで

(2) 会議室、和室、音楽室、美術室、料理実習室及び体育室 利用日の属する月の前4月の10日から前3月の初日まで

2 区長は、前項の申込みがあったときは、抽選により利用申請ができる者を決定する。

(令5規則25・追加)

(空き時間の利用申請)

第4条 前条第2項の決定後、貸切り利用に空きがある施設等について、利用申請しようとする者は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から申請すること

ができる。

(1) 区民

ア 多目的ホール 利用日の属する月の前6月の10日

イ 会議室、和室、音楽室、美術室、料理実習室、体育室及び工芸室 利用日の属する月の前3月の10日

(2) 区民以外

ア 多目的ホール 利用日の属する月の前6月の20日

イ 会議室、和室、音楽室、美術室、料理実習室、体育室及び工芸室 利用日の属する月の前3月の20日

(令5規則25・追加)

(早期の利用申請)

第5条 前2条の規定にかかわらず、利用申請しようとする者が次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める日から申請することができる。

(1) 区内に事務所等を有する中小企業が利用しようとするとき（毎年度1回に限る。）

ア 多目的ホール 利用日の属する月の前8月の初日

イ 会議室、和室、音楽室、美術室、料理実習室、体育室及び工芸室 利用日の属する月の前5月の初日

(2) 豊島区立男女平等推進センター条例施行規則（平成4年豊島区規則第35号）第4条の登録をしている団体（以下「男女平等推進センター登録団体」という。）が多目的ホールを利用しようとするとき（毎年度1回に限る。） 利用日の属する月の前8月の初日

(令5規則25・追加)

(利用申請の特例)

第6条 前3条の規定にかかわらず、区長が相当の理由があると認めるときは、利用申請を受け付けることができる。

(令5規則25・追加)

(貸切り利用の承認)

第7条 区長は、利用申請について、施設等の利用の承認をしたときは、施設予約システム又は別記第2号様式による利用承認書を交付する。ただし、区長は、利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が施設予約システムからクレジットカードにより使用料を納入した場合に、利用承認書の交付を省略することができる。

2 利用者は、利用に際し、前項の利用承認書（前項ただし書の規定により利用承認書の交付を省略された者にあつては、区長が別に定めるもの）を係員に提示しなければならない。

（令5規則25・旧第3条線下・一部改正、令6規則16・一部改正）

（貸切り利用承認事項の変更）

第8条 利用者は、次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

- (1) 利用目的
- (2) 利用日時
- (3) 利用附属設備

2 前項の規定による変更は、利用期日の10日前までに1回限り、変更を申し出ることができる。

（令5規則25・旧第4条線下、令6規則16・一部改正）

（個人利用の申請等）

第9条 条例第7条第1項の規定に基づき、体育室を個人で利用しようとする者は、区長に申請し、別記第3号様式による利用券の交付を受け、入館の際係員にこれを呈示し、退館の際係員に返付しなければならない。

2 前項に掲げる施設を回数券により利用しようとする者は、区長に申請し、別記第4号様式による回数券の交付を受け、入館の都度係員にこれを呈示し、利用承認印の押印を受けなければならない。

3 条例第7条第1項の規定に基づき、会議室を貸切りとせず一時的に利用しようとする者は、区長に申請し、利用番号の交付を受け、入館の際係員にこれを呈示しなければならない。

（令5規則25・旧第5条線下）

（使用料）

第10条 条例第11条の区長が定める使用料は、別表のとおりとし、利用承認の際納入しなければならない。

（令5規則25・旧第6条線下）

（回数券）

第11条 回数券は、10回分を単位として発行するものとし、その有効期間は、発行のときから1年とする。

（令5規則25・旧第7条線下）

(使用料の減免基準)

第12条 条例第12条第1項の規定に基づき使用料を減額又は免除する場合は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 区が主催若しくは共催して施設等を利用するときは、別表第1号及び第2号の使用料を免除することができる。
- (2) 区が設立する財団法人が主催して施設等を利用するときは、別表第1号の使用料に100分の50を乗じて計算した額を減額することができる。
- (3) 官公署が公益のため施設等を利用するときは、別表第1号の使用料に100分の25を乗じて計算した額を減額することができる。
- (4) 男女平等推進センター登録団体が、施設等のうち多目的ホールを利用するときは、別表第1号の使用料に100分の25を乗じて計算した額を減額することができる。
- (5) その他区長が特に必要と認めたときは、区長が定める額を減額することができる。

2 次の各号に掲げる者については、条例第12条第2項の規定に基づき、使用料を免除することができる。ただし、区内に住所を有しない者(第7号に該当する者を除く。)はこの限りでない。

- (1) 東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年3月20日42民児精発第58号)第5条の規定により愛の手帳の交付を受けている者
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第4条第4項の規定により公害医療手帳の交付を受けている者
- (5) 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例(昭和47年東京都条例第117号)第7条の規定により医療券の交付を受けている者
- (6) 豊島区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年豊島区条例第46号)第5条の規定により交付を受けた医療証に受給者として記載されている者又は生活保護を受給しているひとり親(死別、離別、生死不明、未婚等により現に配偶者のない親をいう。)及び18歳未満のその子
- (7) 第1号に掲げる知的障害者、第2号に掲げる身体障害者又は第3号に掲げる精神障害者が、介護者の介護のもとに施設等のうち体育室を利用する場合の当該知的障害者、

身体障害者又は精神障害者の介護者

3 条例第12条第2項に定める者のうち、65歳以上の者（区内に住所を有する者に限る。）が利用する場合の別表第1号イの単位時間あたりの使用料は、200円とする。

（令2規則84・一部改正、令5規則25・旧第8条繰下、令6規則16・一部改正）

（使用料の減免申請）

第13条 条例第12条の規定に基づき、使用料の減額又は免除を受けようとする者は、施設予約システム又は別記第5号様式による使用料減免申請書により、区長に申請しなければならない。ただし、同条第2項に掲げる者にあつては、別記第5号様式による使用料減免申請書に限るものとする。

（令5規則25・旧第9条繰下）

（利用時間）

第14条 条例別表中、利用時間には、利用のための準備及び条例第17条第1項に定める原状回復のために要する時間を含むものとする。

（令5規則25・旧第10条繰下）

（使用料の還付）

第15条 条例第13条ただし書に規定する相当の理由とは、次の表の左欄に掲げるときをいい、これらにあてはまるときは、それぞれ右欄に掲げる額を還付することができる。

区分	還付する額	
	施設	付属設備
(1) 利用者の責任でない理由により利用することができないとき。	全額	全額
(2) 利用期日の10日前までに利用申請を撤回したとき。	半額	全額
(3) その他区長が特に必要と認めたとき。	区長が定める額	

2 回数券により使用料を納入した者に対する前項の規定の適用については、前項中「次の表の左欄に掲げるとき」とあるのは「利用者の責任でない理由により利用することができないとき」と、「それぞれ右欄に掲げる額」とあるのは「回数券の全部が未使用のときは全額を、回数券の一部が使用済みのときは回数券の額をその単位とする回数で除した額に未使用回数を乗じて得た額」とする。

（令5規則25・旧第11条繰下）

（利用承認の取消し等）

第16条 条例第16条の規定による利用承認の取消し又は利用の制限若しくは停止は、別記

第6号様式による利用承認取消・制限・停止決定通知書を交付して行う。

(令5規則25・旧第12条線下)

(指定管理者による管理を行う場合の本規則の読替え)

第17条 条例第19条の規定により指定管理者にとしま産業振興プラザの管理業務を行わせる場合にあっては、第1条中「第11条及び第24条」とあるのは「第24条」と、第2条第1項、第3条、第6条、第7条第1項、第8条第1項、第9条及び第13条中「区長」とあるのは「指定管理者」と、第2条第1項中「別記第1号様式による」、第7条第1項中「別記第2号様式による」、第9条第1項中「別記第3号様式による」、同条第2項中「別記第4号様式による」、第13条中「別記第5号様式による」及び第16条中「別記第6号様式による」とあるのは「指定管理者が定める」と、第7条第1項、第12条の見出し、同条第1項各号列記以外の部分、第2項及び第3項並びに第15条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第12条第1項第1号中「区が主催若しくは共催して施設等を利用するときは、別表第1号及び第2号の使用料」とあるのは、「区が主催若しくは共催して、又は指定管理者が主催して施設等を利用するときは、利用料金」と、同条第1項第2号、第3号及び第4号中「別表第1号の使用料」とあるのは「利用料金」と、第13条（見出しを含む。）中「使用料の」とあるのは「利用料金の」と、「別記第5号様式による使用料減免申請書」とあるのは「指定管理者が定める利用料金減免申請書」と読み替えて、これらの規定を適用する。

(令2規則84・一部改正、令5規則25・旧第13条線下・一部改正、令6規則16・一部改正)

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日規則第12号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月23日規則第84号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後のとしま産業振興プラザ条例施行規則第8条第1項の規定は、令和2年12月1日以後の利用に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前の利用に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月14日規則第25号）

- 1 この規則は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この規則による改正後のとしま産業振興プラザ条例施行規則の規定は、施行日以後の貸切り利用の申請について適用する。

附 則（令和5年7月11日規則第79号）

この規則は、令和5年8月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日規則第16号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

（平29規則12・令5規則25・令5規則79・一部改正）

(1) 施設

ア 会議室、多目的ホール等

施設名	区分	午前	午後	夜間	全日
第1会議室		1,700円	2,300円	2,300円	5,600円
第2会議室		2,100円	2,900円	2,900円	7,100円
第3会議室		3,600円	4,900円	4,900円	12,000円
多目的ホール		10,200円	13,700円	13,700円	33,800円
第1和室		1,700円	2,300円	2,300円	5,600円
第2和室		1,700円	2,300円	2,300円	5,600円
第1音楽室		1,900円	2,600円	2,600円	6,300円
第2音楽室		600円	800円	800円	1,900円
第3音楽室		600円	800円	800円	1,900円
美術室		2,100円	2,900円	2,900円	7,100円
美術室（会議利用の場合）		2,400円	3,200円	3,200円	7,900円
工芸室		2,100円	2,800円	2,800円	6,900円
料理実習室		1,700円	2,300円	2,300円	5,600円
料理実習室（会議利用の場合）		1,500円	2,000円	2,000円	4,900円

備考

(1) 午前とは、午前9時から午前12時まで、午後とは、午後1時から午後5時まで、

夜間とは、午後5時30分から午後9時30分まで、全日とは、午前9時から午後9時30分までとする。

- (2) 開館時間を超える時間及び使用料の定めのない時間（以下「区分外時間」という。）については、30分ごとに使用料を定め、午前9時以前の利用については午前の額に6分の1を乗じて計算した額、午後零時から午後1時までの利用及び午後5時から午後5時30分までの利用については午後の額に8分の1を乗じて計算した額並びに午後9時30分以後の利用については夜間の額に8分の1を乗じて計算した額とする。ただし、これらにより計算した額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- (3) 会議室を貸切りとせず一時的に利用する場合の使用料は、1人につき30分を単位とし、単位あたり100円とする。
- (4) 利用者が営利を目的として入場料その他これに類する金銭等を徴収する場合の使用料は、午前、午後、夜間、全日又は区分外時間の額にそれぞれ100分の200を乗じて計算した額とする。
- (5) 使用料の確定金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

イ 体育施設

施設名	区分	貸切りでないとき		貸切りのとき	
		単位時間	料金（1人につき）	単位時間	料金
体育室	1回	400円	午前	3,900円	
			午後	5,200円	
			夜間	5,200円	
			全日	12,800円	

備考

- (1) 午前とは、午前9時から午前12時まで、午後とは、午後1時から午後5時まで、夜間とは、午後5時30分から午後9時30分まで、全日とは、午前9時から午後9時30分までとする。
- (2) 開館時間を超える時間及び使用料の定めのない時間（以下「区分外時間」という。）については、30分ごとに使用料を定め、午前9時以前の利用については午前の額に6分の1を乗じて計算した額、午後零時から午後1時までの利用及び午後5時から午後5時30分までの利用については午後の額に8分の1を乗じて計算した額並びに午

後 9 時 30 分以後の利用については夜間の額に 8 分の 1 を乗じて計算した額とする。
ただし、これらにより計算した額に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(3) 利用者が営利を目的として入場料その他これに類する金銭等を徴収する場合の使用料は、午前、午後、夜間、全日又は区分外時間の額にそれぞれ 100 分の 200 を乗じて計算した額とする（貸切りのときに限る。）。

(4) 使用料の確定金額に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(2) 付属設備

種別		単位	金額	
音楽・放送設備	ピアノ	1台	1回につき	600円
	軽音楽セット	一式		2,400円
	アンプ（ギター又はベース）	1台		400円
	電子ピアノ	1台		600円
	ドラムセット	一式		600円
	ポータブルCD—MDラジカセ	1台		400円
	CDデッキ	1台		600円
	マイクセット（アンプとマイク1本）	一式		600円
	マイク（2本目以降）	1本		200円
映写設備	モニター	1台	600円	
	パソコンプロジェクター	1台	1,200円	
	映写用デッキ	1台	600円	
	書画カメラ	1台	400円	
体育設備	卓球台	1台	300円	
	バドミントンセット	一式	300円	
	ボルダリングシューズ	1足	300円	
	ボッチャセット	一式	300円	
	ボッチャコート	1点	300円	
陶芸設備	陶芸窯（電気式）	一式	1日につき	1,200円に電気料金を加算した額

茶道具 その他 の設備	茶道具	一式	1回につき	1,200円
	金屏風	一双		1,200円
	展示パネル	1台		100円
	ロッカー	1個	1月につき	1,000円
	電源	1キロワット	1回につき	200円
	鏡	1台		200円

別記第1号様式(第2条第1項関係)

第 号
年 月 日

としま産業振興プラザ利用申請書

豊島区長 殿

住所
申請者 氏名
電話()

下記の通り利用を申請します。

利用施設			
利用日時	年 月 日()午前・午後・夜間・全日		
利用団体名			
利用責任者	氏名	電話()	
	住所		
	勤務先	電話()	
	所在地		
利用目的			
利用人員	人(勤労者 人、その他 人)		
利用付属設備	設備名	数量	金額
使用料	施設使用料	円	合計 円
	付属設備使用料	円	
備考			

別記第2号様式(第7条関係)

第 号
年 月 日

としま産業振興プラザ利用承認書

下記の通り利用を承認します。

豊島区長 氏名 印

利用施設				
利用日時	年 月 日()午前・午後・夜間・全日			
利用団体名				
利用責任者	氏名	電話()		
	住所			
	勤務先	電話()		
	所在地			
利用目的				
利用人員	人(勤労者 人、その他 人)			
利用付属設備	設備名	数量	金額	
使用料	施設使用料	円	合計	円
	付属設備使用料	円		
備考				

別記第3号様式(第9条第1項関係)

(表)

体育施設当日利用券			
No.	利用年月日	入館時間	
	400円		○本券は、当日1回限り有効です。 ○裏面をごらん下さい。
	体育室		
としま産業振興プラザ			

(裏)

- 1 本券は、入館の際に係員に提示し、退館するときはお返し下さい。
- 2 利用の心得及び係員の指示はお守り下さい。
- 3 本券の払い戻しはできません。

別記第4号様式(第9条第2項関係)

(表)

(控)	第 一 号 体育施設利用回数券 [施設名]	円
発行日	年 月 日	取扱者 氏名
としま産業振興プラザ [施設名] 第 一 号		
利用回数券	円	領収印
年 月 日	発行	
利用の際は、必ず本券を受付へ提出して押印を受けてください。		
	1	2
	3	4
	5	6
	7	8
	9	10

(裏)

1 本券は、発行日から1年間有効です。 2 本券の払い戻しはできません。 3 紛失、損失の場合でも再発行はできません。 4 ご利用の際には、上履き(運動靴等)をご持参ください。 5 その他、係員の指示をお守りください。			
折り返し			
	氏名		
		年齢 歳	
	住所	電話()	
	勤務先	電話()	

別記第5号様式(第13条関係)

第 号
年 月 日

としま産業振興プラザ使用料 減額 申請書
免除

豊島区長 殿

住所
申請者 氏名
電話()

下記のとおり使用料の 減額 を申請します。
免除

利用施設	
利用日時	年 月 日()午前・午後・夜間・全日
利用団体名	
利用責任者	氏名 電話()
	住所
	勤務先 電話()
	所在地
利用目的	
利用人員	人(勤労者 人、その他 人)
使用料	施設使用料 円
減免理由	

別記第6号様式(第16条関係)

第 号
年 月 日

としま産業振興プラザ利用承認
取消
制限
停止
決定通知書

様

豊島区長 氏名 印

としま産業振興プラザ条例第16条及び同条例施行規則第16条の規定により、としま産業振興プラザの利用を取消・制限・停止したので、下記の通り通知します。

利用承認番号	第 号
利用承認年月日	年 月 日
取消 停止 理由 制限	

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊島区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊島区を被告として(訴訟において豊島区を代表する者は豊島区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第1号様式（第2条第1項関係）

別記第2号様式（第7条関係）

（令5規則25・一部改正）

別記第3号様式（第9条第1項関係）

（令5規則25・一部改正）

別記第4号様式（第9条第2項関係）

（令5規則25・一部改正）

別記第5号様式（第13条関係）

（令5規則25・一部改正）

別記第6号様式（第16条関係）

（令5規則25・一部改正）